



— 国体で未来を開こう佐賀の里 —

あなたの歩きかた、

9月21日から9月30日までは、秋の全国交通安全運動期間。交通安全は、だれもが交通規則を守ること、から始まります。そこで今回は、特に歩行者

と自転車に乗る人の基本的な規則を、おさらいしたいと思います。あなたの歩き方や自転車の乗りかたに間違いはないでしょうか。

ことしの春、基
里小学校の交通
公園で

断機が降りていないときでも、機械が故障している場合がありますから、必ず安全を確かめてから渡るようにしましょう。

夜間や雨の日などの通行

(1)夜間は、歩行者から自動車のライトが見えても、運転者から歩行者がよく見えないことがあります。とくに雨などでアスファルトの路面がぬれているときは歩行者を見にくくなりますから注意しましょう。

(2)横断する前には、必ず立ち止まって

まず右を見て、次に左を見て、さらにもう一度右を見て安全を確かめましょう。

いきなり道路にとびだすことは、たいへん危険です。また、車のすぐ前やすぐ後ろを横切ってはいけません。その車にひかれる危険があるだけでなく、車のかげになつて見えない別の車にもひかれるおそれがあります。

(3)車がくる道路を横断するときは、手

をあげて合図をし、車が止まったのを確

かめてから横断しましょう。

(4)道路を斜めに横断してはいけませ

ん。しかし、交差点で車に対する信号を

全部赤にして車を止め、歩行者の自由な

通行が認められているところでは、歩行者用の信号に従って斜め横断など自由な横断ができるます。

(5)「歩行者横断禁止」の標識やガード

レールなどがあるところでは、横断をしてはいけません。

(6)信号が青になつても、右左の車や路

面電車が止まつたを確かめてから横断

しましょう。信号の変わりそうなときは無理をしないで、次の青信号を待ちましょ

う。

(7)歩行者用の信号の青の点滅は、黄信

号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めてはいけません。

踏切の通りかた

(1)踏切の手前では必ず立ち止まって、右左の安全を確かめましょう。一方から

の列車が通りすぎても、すぐ反対方向か

ら別の列車がくることがありますから注

意しましょう。

(2)警報機が鳴っているときや、しゃ

しゃ断機の間をぬって渡ることもいけま

せん。列車は自動車よりずっと速度がは

やいので、遠くの方に見えても渡るのは危険です。

(3)警報機が鳴っていないときや、しゃ

こどもや身体の不自由な人

人の安全

(1)目の見えない人や目が不自由な人は白か黄のつえを持って歩かなければなりません。身体が不自由で歩行が困難な人もこれらのつえを持つことができますが

その他の人は、持って歩いてはいけません。

(2)こどもや白か黄のつえを持った人が

道路や踏切などを横断しようとしている

ときは、そばにいる人は、安全に横断で

きるようにしてあげましょう。

(3)母親などの保護者は、こども、特に

児児に「必ずいたん立ち止まり、右を

見て、左を見て、もう一度右を見て安全

を確かめる」という正しい横断のしかた

が習慣となるようにくり返し教えましょう。

また、みづからも交通規則を守り、

手本を示すようにしましょう。

(4)こどもを連れて道路を歩くときは、保護者が車の通るかわを歩きましょう。幼児は、興味のあるものや知っている人を見かけると、いきなり道路にとび出ることがありますから、しっかり手をつなぎ幼児から目をはなさないようにしましょう。保護者が買い物や立ち話に夢中になっているときなどはいへん危険です。また幼児が道路の向こう側にいるときは呼びかけないなどの細かい心づけが必要です。

(5)バスやタクシーなどに乗るときは、どこもを先に乗せ、降りるときは、保護者が先に降ります。

(6)保護者は、交通量の多い道路や踏切の付近でこどもを遊ばせたり、幼児をひとり歩かせたりしてはいけません。こどもがこれらの場所で遊んでいるときはその場に居合わせた人は、声をかけてすぐにやめさせるようにしましょう。

(7)こどもが遊びに出るときは、保護者の許しを受ける習慣をつさせましょう。あまり泣くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように保護者がよく注意しましょう。

(8)こどもの服やはき物は、できるだけ活動しやすいものにし、またなるべく明るい目だつ色のものにしましょう。また前が見えにくくなるようなゆがめのし方は、危険ですからやめましょう。

(9)雨の日などは、視界が悪くなりますから、レインコートなど衣服は、運転者から見やすいように、なるべく明るい目だつ色のものにしましょう。

(10)雨の日などは、路面がすべるために自動車の停止距離が長くなったり、歩行者もころびやすくなったりして危険ですから横断やとび出しをしないよう注意しましょう。

自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別な場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、とくに次のことが気に注意しましょう。

自転車の正しい乗りかた

1 乗ってはいけない場合

(1)酒を飲んだときや非常に疲れているときは、乗ってはいけません。

(2)サドルにまたがったときに、足先が地面につかないほど大きめの自転車には乗らないようにしましょう。

(3)交通量の少ない場所でも二人乗りは危険ですからやめましょう。交通量の多い道路では、二人乗りをしてはいけません。

(4)かさをさしたり、物を手やハンドルにさげたりして乗るのはやめましょう。



自転車の乗りかたは満点？

秋の全国交通安全運動

9月21日～9月30日

自転車に乗りながら犬を引くのも危険で
す。

(5)げたやハイヒールをはいて乗らない
ようにしましょう。

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検
しましょう。

(1)サドルは、しっかりと固定されてお
り、また、まだがってハンドルを持った
場合、両足が軽く地面にとどき、上体
が少し前に傾くよう調節されているか。

(2)ハンドルは、前の車輪と直角にし
かりと固定されているか。

(3)ペダルがまがっているなどのため
足がすべるおそれはないか。

(4)ブレーキは、前、後輪ともよくきく
か。

5 警報器は、よく鳴るか。

6 前照燈は明るいのか。

7 方向指示器のある場合は、よく働く か。

8 尾燈や反射器や反射テープは、よど れてないか。

3 荷物の積載

自転車に荷物を積むときは、片寄らな
いようにしっかりと固定するとともに、次

の制限をこえないようにしなければなり
ません。

重さ	30キログラム
高さ	地上から2m
横幅	荷台の左右からそれぞれ15cm
長さ	荷台の長さに30cmを加えた長さ

4 正しい発進と乗りかた

(1)自転車に乗るときは、見とおしのき
く道路の左端で、後方と前方の安全を確
かめたのち、発進の合図(右側の方向
指示器を操作するか手のひらを下にして
右腕を横に水平に出すこと。)を行って

から発進しましょう。

(2)両手でハンドルを確実に握って運転
しましょう。合図をする場合は片手運転を
してはいけません。

(3)停止するときは、安全を確かめたの
ち、停止の合図(右腕を斜め下に出す
こと)を行い、静かに後輪ブレーキをか
けてじゅぶん速度を落としながら、道路
の左端に沿って停止し、左側に降りまし
ょう。

(4)自転車は、できるだけ路上に置かな
いようにしましょう。✓

安全な通行

1 通行区分

(1)道路工事などの場合のはかは、車道
の左端に沿って通らなければなりません。

(2)自転車は、路側帯を通ることができます。
しかし、歩行者の通行に非常に妨
げとなるところや白の2本線の標示があ
る場合には通れません。

(3)自転車は、歩道を通ってはいけませ
ん。しかし、「自転車および歩行者専用」
の標識があるところでは歩道を通ること
ができます。

(4)自転車道があるときは、道路工事な
どで通れない場合のはかは、自転車道を
通らなければなりません。

2 歩行者に対する注意

(1)路側帯や歩道や歩行者用道路を通る
場合は、歩行者の通行を妨げないように
注意し、とくに歩行者用道路では、じゅ
うぶん速度を落とさなければなりません。

(2)停車中の自動車のそばを通るときは
急にドアがあいたり、自動車のかけから
歩行者がとび出したりすることがありま
すから、注意してじゅうぶん速度を落と
しましょう。

(3)子どもがひとり歩きしているときや
白か黄のつえを持った人が歩いていると
きは、危険のないように一時停止するか
じゅうぶん速度を落とすようにしなけれ
ばなりません。

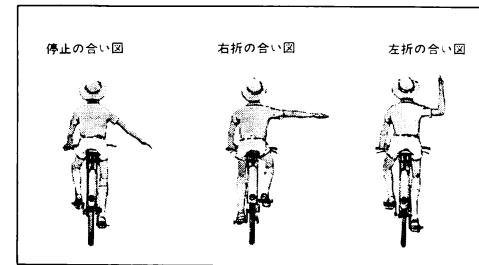
3 安全な走りかた

(1)道路の状況や車のこみぐあい、天候
状態などを考えて、つねに安全な速度と
方法で走らなければなりません。

(2)車や路面電車のすぐ後に続いたら
また、それにつかまって走ったりしては
いけません。

(3)他の自転車と並んで走ったり、ジグ
ザグ運転をしたり、競争したりしては
いけません。しかし「並進可」の標識があ
るところでは、2台までは並んで走ら
ることができます。

(4)横断や転回は、交通量の多いところ



では、できるだけ横断歩道を利用し、自
転車を押して渡りましょう。横断歩道が
ないところでは、右左の見とおしのきく
ところを選んで、車のとぎたときに渡
りましょう。

(5)交差点や踏切の手前などで停止して
いる車やゆっくり進んでいる車があると
きは、その前に割り込んだり、これらの
車の間をぬって前へ出たりしてはいけま
せん。

4 交差点の通りかた

(1)信号機などによる交通整理の行われ
ていない交差点に入るときは、次のこ
とに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところ
では、一時停止をして、安全を確かめな
ければなりません。

イ 交通整理の行われている交差点で
は、青信号で交差点の向こう側までま
っすぐに進み、その地点で止まって向きを
変え、右折する方向の信号が青になって
から進むようにしなければなりません。

ウ 交通量の少ないところでも、いき
なりとび出さないで、安全をじゅうぶん確
かめ、速度を落として通りましょう。ま
た、狭い道路から広い道路に出るときは
とくに危険ですから、できるだけ一時停
止をして安全を確かめましょう。

(2)左折するときは、後方の安全を確
め、早めに左折の合図(左側の方向指示

器を操作するか右腕をひじから垂直に上
に立てる)を行ってできるだけ道路の左
端に沿ってじゅうぶん速度を落とし、横断
中の歩行者の通行を妨げないように注意
してまがらなければなりません。

(3)右折は、次の方法でしなければなり
ません。

ア 交通整理の行われていない交差点

では、後方の安全を確かめ、右折の合
図(右側の方向指示器を操作するか、手
のひらを下にして右腕を横に水平に出す
こと)を行い、できるだけ道路の左端に
寄って交差点の向こう側までまっすぐに
進み、じゅうぶん速度を落としてまがら
なければなりません。

イ 交通整理の行われている交差点で
は、青信号で交差点の向こう側までま
っすぐに進み、その地点で止まって向きを
変え、右折する方向の信号が青になって
から進むようにしなければなりません。

ウ 交通量の少ないところでも、いき
なりとび出さないで、安全をじゅうぶん確
かめ、速度を落として通りましょう。ま
た、狭い道路から広い道路に出るときは
とくに危険ですから、できるだけ一時停
止をして安全を確かめましょう。

(2)左折するときは、後方の安全を確
め、早めに左折の合図(左側の方向指示

その他注意すべきこと

(1)踏切では、一時停止をし、安全を確
かめなければなりません。踏切では、自
転車を押して渡るようにしましょう。

(2)夜間はもちろん、昼間でもトンネル
や渋滞の中などでは、ライトをつけな
ればなりません。また、前からくる車の
ライトで目がくらんだときは、道路の左
端に止まって対向車が通りすぎるのを待
ちましょう。

(3)路面が凍りついているところや風雨
が強いときは、自転車を押して通りま
しょう。

(4)歩行中、ブレーキやライトなどが故障
したときは、自転車を押して歩きま
しょう。

前号訂正 とす市報9月1日号2ページ、
「ちえ選手の子に理解と援助を」の
執筆者名、久保信は久保山信の誤りでした。
訂正をおわびします。

危険物の取扱者試験

48年度第2回佐賀県危険物取扱者
試験が次の要領で行われます。

(1)試験の種類 甲種、乙種全類、丙種

(2)試験の日時 11月11日(日)午前

9時

(3)試験の場所 佐賀龍谷学園

(4)願書等請求 鳥栖・三養基地区消
防事務組合消防本部

(5)願書提出先 佐賀県庁 総務部防
災課

(6)願書受付 9月25日～10月2日

(7)受験準備講習会

ア 日 時 10月11日・12日

午前9時～午後4時

イ 場 所 鳥栖市役所大会議室

住宅の入居者募集

市営住宅の補充入居者

市は市内全団地の第一種市営住宅の補充入居者を募集します。

募集要領

申込受付期間 9月20日～9月29日
(日曜、祝日は休み。
土曜日は午前中)

抽選日時および場所

10月12日 午前10時から市役所2階
第5会議室

入居申込者の資格

(1)現に住宅に困っている人。(2)現に同居または同居しようとする親族があること。事实上結婚関係と同じ事情にある人や婚姻の予約者も親族にはいる。(3)市内に居住している人または市内に勤務場所のある人。

所得制限 入居資格の一要件として所

得制限があります。

申込方法と受付場所

市役所建設課に用意している申込用紙に必要事項を記入し、給与所得証明書または市町村で発行する所得証明書、住民票原本を添えて同様にしてください。親族が婚約者の場合は婚約証明書および所定の誓約書を添えてください。

選考方法 公開抽選

市営住宅の入居予備者

鳥栖土木事務所は、市内にある県営住宅の入居予備者を募集します。10月15日以降、退居者があり次第、順位に従って入居できることになります。

募集要領

住宅の種別と募集人員
(1)第一種(家賃2300円～7900円)50人

(2)第二種(家賃2000円～4600円)30人

申込受付期間 9月20日～10月5日

申込受付場所 鳥栖土木事務所

申込資格

(1)県内に居住するかまたは県内に勤務先のある人で、同居親族または同居しようとする親族があること。(2)現に住宅に困っている人。(3)収入基準に合致すること。

抽選日時と場所

10月12日午前10時、鳥栖市総合庁舎(市内元町)会議室。

申込み方法 県営住宅入居申込書に次

の書類を添えて受付場所に持参すること。(郵送は受け付けません)

申込前1年間の収入を証する書類(源泉徴収票または市町村長の所得証明書)

市町村の住民登録簿本 1通

婚約者については、12月まで結婚することを条件とする。(婚約者は婚約証明書および双方の親の承諾書を添付すること)

乳幼児の検診

乳幼児検診は右の日どりで行います。今回の該当者は、昭和47年8月1日から48年7月31日までに生まれた乳児。母子手帳を忘れないようにしてください。

月 日	曜	場 所	該 当 地 区
9月17日	月	旭公民館	旭地区
18日	火	麗公民館	麗地区(宿町は除く)
19日	水	基里公民館	基里地区、高田町、安楽寺町
20日	木	田代公民館	田代地区(董方町、柳原町、古賀町、神辺町を除く)
21日	金	中央公民館	轟木町、元町、秋葉町、本町、鳥栖町、神辺町
25日	火	中央公民館	藤木町、今泉町、真木町、東町、本通町、中央区
26日	水	中央公民館	京町、専光公社、布津原町、宿町、事業団宿舎、董方町、柳原町、古賀町

*受付時間は午後1時30分から2時30分まで。

乳幼児の種痘

ことし下半期の乳幼児定期種痘を次のように実施しますので、該当者にはなれなく接種させてください。末尾の注意事項をよく守ってください。

該当者 生後6ヶ月から24ヶ月までの乳幼児(昭和46年10月1日～48年3月31日生まれ)

場所 中央公民館

時間 午後1時30分～同2時50分

日どり

地区別	接種日	検診日
基里、麗	10月1日(月)	10月8日(月)
田代、董	10月2日(火)	10月9日(火)
南	10月3日(水)	10月11日(木)
鳥栖	10月5日(金)	10月12日(金)

ガン検診

区分	子宮	ガン	胃	ガン
とき	9月27日	10月11日	9月28日	10月12日
ところ	中央公民館	中央公民館	中央公民館	中央公民館
人員	120	120	100	100
しきり	9月21日	10月5日	9月21日	10月5日

ガン予防の検診を次のとおり行います。予定人員を超える場合、期日前でも補めりますのでご了承ください。申込みは衛生課予防係へ料金250円を検診日にいだきます。

サルスベリの蘇生を喜ぶ

8月24日、市役所農林課にうれしいハガキが届きました。毛筆で「回生の処置もよければ百日紅夏空仰ぎ咲きたるべ」という短歌一首がしたためられ、さらに、市役所前のサルスベリが、手当てのかいあって見事に花を咲かせ、喜びにたえないという意味が書かれていました。投書の主は袖北町一住民。

サルスベリの花は、もう盛りを過ぎましたが、運ればせながら、その蘇生をひろうし、投書の主にも厚くお礼を申し上げます。

日曜緑化教室

10月からの計画

県農林部が5月から開催している日曜緑化教室の10月以降のスケジュールは、次のとおり決まりました。場所は、佐賀市嘉瀬町森林公園。午前10時から正午までとなっています。講師は県林業試験場や県農業試験場の専門技術員です。

- 10月第1日曜…庭木類の仕立て方
- 11月第1日曜…庭木類のふやし方
- 12月第1日曜…庭木の手入れ
- 1月第2日曜…花物のづくり方
- 2月第1日曜…花木類の接木
- 3月第1日曜…盆栽入門
- 3月第3日曜…春の庭の手入れと芝生のづくり方

無料で調停相談

鳥栖調停協会は、「法の日」週間の行事として、無料調停相談を次のとおり開きます。当日は特に弁護士も出席しますので、たとえば別項のようことで困った問題があれば、ぜひご相談ください。

▼とき 10月1日(月)
午前10時～午後3時

▼ところ 中央公民館

▼相談内容の例 親子、兄弟、夫婦間の調整、相続に関する事、賃金上のこと、家屋や土地の明渡しのこと、交通事故の問題、境界あらそい、商取引のこと。

納税組合の届けを早く

48年度の納税組合の届はおすみでしようか。届出がすんでいない組合は、早く届出をしてください。

納税組合は、10世帯以上の納稅義務者で組織し、組合の名称、設立年月日、組合員名簿を市税課に提出でよいのです。組合は設立助成金と納稅報奨金がもらえます。

くわしくは税務課庶務係におたずねください。電話は③3111、内線258。

市民音楽祭に参加する演奏団体募集

鳥栖音楽連盟(黒田政会長)は、11月3日、第4回市民音楽祭に出演を希望する団体を募集しています。大正町814、音連事務局へお申込みください。

芸能参加希望は社教へ

市民文化祭の芸能大会に出演希望の日舞、邦楽、民謡の各団体は、10月10日までに社会教育課にお申込みください。

バンド演奏会

9月29日(土)、鳥栖音楽連盟所属のバンド「グランプリ」の第4回演奏会を行います。中央公民館で午後6時から。